

あることが判明した場合、事業者は、自己の費用で、本事業の遂行に悪影響が生じない措置を講じて、未充足部分につき要求水準書等を充足するために必要な設計変更その他の措置を講じ、提案書類を訂正しなければならない。なお、事業者は、本件落札者が本事業の落札者として選定されたことは、発注者により未充足部分の不存在が確認されたものではないことを了解する。

- 2 事業者は、本事業を遂行するに際し、「公立大学法人滋賀県立大学高等専門学校開設に係る PFI 事業者選定審査委員会」が提案書類に関して述べた意見、その他発注者からの要望事項を、尊重しなければならない。ただし、かかる意見、要望事項が、要求水準書等から逸脱している場合は、この限りではない。

#### (協議会)

- 第7条 発注者と事業者は、本事業全般に関する事項を協議するための協議会を設置するものとする。
- 2 協議会の構成および運営の規則は、発注者と事業者が協議して定める。ただし、協議会の運営に係る事務は事業者が実施する。
  - 3 協議会は、要求水準書に従い施設整備業務、開校準備業務および維持管理の各業務の内容に応じ部会を設置するほか、協議会において必要と認めるときは、他の部会を置くことができる。部会の構成および運営に関する規則は協議会において定める。
  - 4 発注者および事業者は、本条の協議会および部会において合意された事項を遵守する。

#### (解釈)

- 第8条 この契約に定めのない事項について定める必要が生じた場合、またはこの契約の解釈に関して疑義が生じた場合には、その都度、発注者および事業者が誠実に協議の上、これを定める。
- 2 この契約等の記載に齟齬がある場合には、この契約、入札説明書等(入札説明書、要求水準書およびそれらに関する質問回答をいう。以下同じ。)、提案書類(ただし、提案書類の内容が、入札説明書等で示された水準以上のものである場合には、当該内容に関して提案書類はこれらに優先する。)の順にその解釈が優先する。

#### (責任および費用の負担)

- 第9条 事業者は、この契約において別段の定めのある場合を除き、事業者の本業務の実施に関する発注者による確認、承認もしくは立会または事業者からの発注者に対する報告、通知もしくは説明を理由として、いかなるこの契約上の責任も免れず、当該確認、承認もしくは立会または報告、通知もしくは説明を理由として、

別紙1 サービス購入料の構成および支払方法  
(第 69 条および第 71 条関係)

1 サービス購入料の構成

本事業において発注者が事業者を支払うサービス購入料は、次のとおりである。

大項目	中項目	構成内容
施設整備の対価 (サービス購入料A)	サービス購入料 A-1	・ 事前調査業務に係る費用 ・ 設計業務に係る費用
	サービス購入料 A-2	・ 建設業務に係る費用 ・ 工事監理業務に係る費用
	サービス購入料 A-3	・ 備品調達業務に係る費用 ・ SPC の設立に係る費用 ・ 施設整備段階におけるその他の費用
開校準備の対価 (サービス購入料B)	サービス購入料 B-1	・ 開校準備期間中の維持管理業務
維持管理の対価 (サービス購入料C)	サービス購入料 C-1	・ 施設等保守管理業務に係る費用 ・ 修繕・更新業務に係る費用 (計画外修繕) ・ 清掃業務に係る費用 ・ 環境衛生管理業務に係る費用 ・ 植栽管理業務に係る費用 ・ 警備業務に係る費用 ・ <b>SPC の運営に係る費用</b> ・ 維持管理段階におけるその他の費用
	サービス購入料 C-2	・ 修繕・更新業務に係る費用 (計画修繕)

2 サービス購入料の算定方法および発注者による支払額

(1) サービス購入料A(施設整備の対価)

サービス購入料Aは、事前調査業務、設計業務、建設業務、工事監理業務、備品調達業務に係る費用、SPC の設立に係る費用、その他必要な経費等 (保険料・諸経費等) の合計額とする。

事前調査業務、設計業務に係る費用の支払はサービス購入料 A-1、建設業務、工事監理業務に係る費用の支払はサービス購入料 A-2、備品調達業務、SPC の設立に係る費用、その他必要な経費等の支払はサービス購入料 A-3 に区分され、サービス購入料 A-1 および A-3 は当該業務の完了後に一括払いとし、サービス購入料 A-2 は毎年度出来形に応じて支払うものとする。

(2) サービス購入料B(開校準備の対価)

サービス購入料Bは、開校準備業務に係る費用とする。サービス購入料Bの支払額は事業者の提案に基づく金額とし、本施設供用開始後に一括払いとする。

(3) サービス購入料C(維持管理の対価)

サービス購入料Cは、施設等保守管理業務、修繕・更新業務、清掃業務、環境衛生管理業務、植栽管理業務、警備業務に係る費用、SPC の運営に係る費用、その他必要な経費等 (保険料・諸経費等) の合計額とする。

発注者によるこれらの支払額は各回均等とするが、修繕・更新業務に係る費用のうち、計画修繕に係る費用はサービス購入料 C-2 に区分し、サービス購入料 C-2 の各回

$P_n = P_0 \times (\text{Index}_0 / \text{Index}_r) - P_0 \times 1.5\%$ <p>ただし、<math> \text{Index}_0 / \text{Index}_r - 1  \geq 1.5\%</math></p> <p><math>P_n</math> : 改定後のサービス購入料  <math>P_0</math> : 事業者提案に示されたサービス購入料  <math>\text{Index}_0</math> : 建設工事着工日の属する月の指数(前12か月の平均値)  <math>\text{Index}_r</math> : 事業契約締結日が属する月の指数(前12か月の平均値)  ※ Index: 建築費指数</p>
--

(ウ)改定の手続き

事業者は、建設工事着工日以降3か月以内に、指標値の評価の根拠となる資料を添付した上で、各サービス購入料の合計金額を算出し、発注者へ通知し、発注者の確認を得ること。改定を行わない場合も同様とする。

消費税率が改定された場合は、上記改定の計算方法の変更について、発注者と事業者で協議するものとする。

また、採用している指標の消滅、内容の見直しにより本事業の実態に適合しなくなった場合は、その後の対応方法について発注者と事業者との間で協議して定めるものとする。

イ 建設期間中の改定

建設期間中の物価変動に伴う改定は、「[公立大学法人滋賀県立大学建設工事執行規程](#)」第21条滋賀県立大学建設工事請負契約書」第25条に基づき以下のとおり行うものとし、詳細は滋賀県の運用マニュアルに準じるものとする。

なお、改定の際に用いる指標は以下を基本とする。

- ・ 建設物価（一般財団法人 建設物価調査会 月刊）
- ・ 建築コスト情報（一般財団法人 建設物価調査会 季刊）
- ・ 建築施工単価（一般財団法人 経済調査会 季刊）

全体スライド	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 発注者または事業者は、建設期間内で着工日から12か月を経過した日後に日本国内における賃金水準または物価水準の変動によりサービス購入料 A-2 が不適当となったと認めるときは、相手方に対してサービス購入料 A-2 の変更を請求することができる。</li> <li>・ 発注者または事業者は、上記の請求があったときは、変動前サービス購入料 A-2 と変動後サービス購入料 A-2（変動後の賃金または物価を基礎として算出した変動前サービス購入料 A-2 に相当する額をいう。以下同じ。）との差額のうち変動前サービス購入料 A-2 の1.5%を超える額につき、変動前サービス購入料 A-2 の変更に応じなければならない。</li> <li>・ 変動前サービス購入料 A-2 と変動後サービス購入料 A-2 は、請求のあった日を基準とし、発注者の定める資料に基づき発注者と事業者とが協議して定める。ただし、協議が整わない場合は、発注者が定め、事業者に通知するものとする。</li> <li>・ 全体スライドの請求は、この規定により改定を行った後、再度行うことができる。</li> </ul>
単品スライド	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特別な要因により建設期間中に主要な工事材料の日本国内における価格に著しい変動を生じ、サービス購入料 A-2 が不適当となったときは、発注者または事業者は、前各項の規定によるほか、サービス購入料 A-2 の変更を請求することができる。</li> <li>・ サービス購入料 A-2 の変更額については発注者と事業者とが協議して定める。ただし、協議が整わない場合は、発注者が定め、事業者に通知するものとする。</li> </ul>
インフレスライド	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 予期することができない特別の事情により、建設期間中に日本国内において急激なインフレーションまたはデフレーションを生じ、サービ</li> </ul>